平成２４年（フ）第５４１０号
大阪市北区同心１丁目４番22号　ローズガーデン201号室
債務者　山﨑　祐也
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４３７号
大阪府吹田市山田南30番10―408号
債務者　生駒　郁夫
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５１６号
大阪府守口市八雲東町２丁目39番８号
債務者　森田　桂子
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５８７号
大阪府東大阪市荒川２丁目８番28―307号　布施スカイハイツ307号
債務者　山内　実剣
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６０８号
大阪府高槻市緑が丘２丁目８番30号　フラッツ石田２―１号
債務者　田村登志子
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７１２号
大阪府枚方市甲斐田新町23番10号
債務者　伊井　　登
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７０号
兵庫県宝塚市野上６丁目５番３―201号
債務者　柳澤　昌樹
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３０６号
兵庫県宝塚市星の荘２番10号谷添マンション101号
債務者　松本　啓子
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第６４８号
兵庫県西宮市塩瀬町生瀬1131番地105　２番館401号
債務者　竹内　裕美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２１８号
兵庫県明石市松の内２丁目７番地の４　ブレッシングマンション602号、前住所兵庫県西宮市樋之池町23番３―406号
債務者　坂元美枝子（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１０８号
広島県尾道市向島町6105番地
債務者　新田美香恵
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第７３号
愛媛県宇和島市宮下甲1013番地１
債務者　山﨑　千代
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第７３号
佐賀県唐津市唐川199番地
債務者　中島　考一
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第８２号
佐賀県唐津市養母田鬼塚３番29号
債務者　一ノ瀬辰夫
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第１３６号
宮崎県北諸県郡三股町稗田14番地１小野貸家３号棟
債務者　下村　元子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１４３号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山3449番地
債務者　中西　愛作
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１４１号
青森県南津軽郡藤崎町大字榊字亀田２番地126
債務者　三浦　鐵治
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで　青森地方裁判所弘前支部